亀山市告示第90号

亀山市開発行為審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

亀山市長 櫻井 義 之

亀山市開発行為審査要綱の一部を改正する告示

亀山市開発行為審査要綱(平成17年亀山市告示第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例第2条第2号の開発行為について、亀山市環境保全条例施行規則(平成17年亀山市規則第75号。以下「規則」という。)第6条第1項の開発行為承認結果通知書を受け取ったときは」を「開発行為(都市計画法第4条第12号に規定する開発行為及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例第2条第1号に規定する宅地開発事業に限る。)を行うときは」に改め、同条第2項中「条例第2条第3号及び第5号の開発行為に係る規則第6条第1項の開発行為承認結果通知書を受け取った」を「前項の開発行為を行う」に改め、同条に次の1項を加える。

5 事業者は、第1項及び第2項の規定により提出した計画書の内容を変更しようとするときは、開発行為変更計画書(様式第2号)を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、開発行為変更計画届出書(様式第3号)の提出をもってこれに代えることができる。

第4条第1項中「第3条第1項」の次に「、第2項及び第5項」を、「開発行為計画書」の次に「及び開発行為変更計画書(以下「開発行為計画書等」という。)を加え、同条第2項中「様式第2号」を「様式第4号」に改める。

第 5 条中「第 3 条第 1 項」の次に「、第 2 項及び第 5 項」を加え、「開発行為計画書」を「開発行為計画書等」に、「様式第 3 号」を

「様式第5号」に改める。

第6条第1項中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条第5項中「開発行為計画書」を「開発行為計画書等」に、「様式第7号」を「様式第9号」に改める。

第9条中「様式第8号」を「様式第10号」に改める。

第13条第1項中「亀山市教育委員会」を「市長」に、「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「亀山市教育委員会」を「市長」に改める。

様式第2号を次のように改める。

開発行為変更計画書

年 月 日

亀山市長 様

 事業者住所

 氏名

 電話

 計画書作成者住所

氏 名電 話

(法人にあっては、事務所又は事業所) の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで提出した開発行為計画書の内容を変更したいので、亀山市 開発行為審査要綱第3条第5項の規定により、開発行為変更計画書を提出します。

開	発		場	所	亀山ī	市												
開	発	X	域	О	X	分	宅	地	農	地	Щ	林	公共設月		その他	1	合	計
土	地	_ の	現	況	面	積												m ²
(公		簿))	比	率											10	00%
					公簿					m ²		実測	J				١	m ²
開	発		面	積	所有面積			借地面積			未買収配		 1積 そ		の他	耳	取得率	
							${\sf m}^2$			${ m m}^2$			m^2		${ m m}^2$			%
開	発		目	的														
着 = 年	手・	完月	了予	定日	着手 完了			年 年	月月	日日								
		住		所														
	†施 業者	氏		名														
		電		話														

	×	分	宅	地	公共施設		短段	用地	公益施設用		用地	その他		也	合計		
開発区域の土地 利 用 面 積	面	積		r	m²				m ²			m ²			m²		m²
	比	率		g	%				%			%			%	1	00%
計画区画数	X	画数	最	大区	画	面	積		瞔	小区	四面	積		平均	匀区	画面	債
								m ²			•	m ²	2				m ²
分譲年度計画	年	度														合	計
J IK I Z II E	X	画数															
			, \ <u>_</u> + =				:		前計画	画の「	内容			1			
公共・公益施設の 整備計画	公名	共・公部	益施設 ———				•	퉟・ [積)	帰	属・	寄附	管	理者	Í		摘要	<u> </u>
	水	道	計	画													
供給施設計画	消	防 水	利計	画													
	ガ	ス供	給 計	画													
排水処理計画	雨	水 処	理 計	画													
开小处 庄 们 国	汚	水 処	理 計	画													
	廃	棄物	の種	類				処	理	施	設	の	形	状	等		
廃棄物処理計画																	
防 災 及 び 保 全 計 画		発区域 る防災 画	・保全														

変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

別表第1「開発行為計画書添付書類」に掲げる図書のうち変更に係るものを添付すること。

「亀山市教育委員会 様式第9号中 を「亀山市長 様」に改 教育長 様」

め、同様式を様式第11号とする。

様式第8号を様式第10号とし、様式第4号から様式第7号までを2号ずつ繰り下げる。

様式第3号を様式第5号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

開発行為変更計画届出書

年 月 日

亀山市長 様

事 業 者 住 所

氏 名 即

電話

計画書作成者 住 所

氏名

電話

(法人にあっては、事務所又は事業所) の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで提出した開発行為計画書の軽微な変更をしたいので、亀山市開発行為審査要綱第3条第5項ただし書の規定により、次のとおり提出します。

7013	м — —		<u> </u>	がら気にたら目のが応じていて、次のこのうに出してい。
開	発	場	所	亀山市
開	発	目	的	
变	更 0	D 理	由	
变	更	内	容	変更前
~	<u> </u>	ניו	Ħ	変更後

変更内容欄は、各事項別に対比できるように記載すること。

協 議 経 過 書

年 月 日

事業者 様

亀山市長

EП

年 月 日付けで提出のあった

開発行為計画書 開発行為変更計画書

による開発行為に関して

は、 都市計画法第32条 亀山市開発行為審査要綱第4条

の規定による協議の結果、次の経過事項に基づ

くこと。

Ē	對	係	室								室				
協	議	事	項(同	意	事	項)	事	業	者	回	答	欄	経	過	印
	. Tels i	-m -	,				40.14	<u> </u>							
最終	惟			=		_	担当	至長位	催認			宍目			rn.
		年	- <i>-</i>	1	E	7						室長			ED

誓約 書

年 月 日

上記経過事項に基づくことを誓約いたします。

亀山市長 様

事業者 住 所

氏 名

印

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。